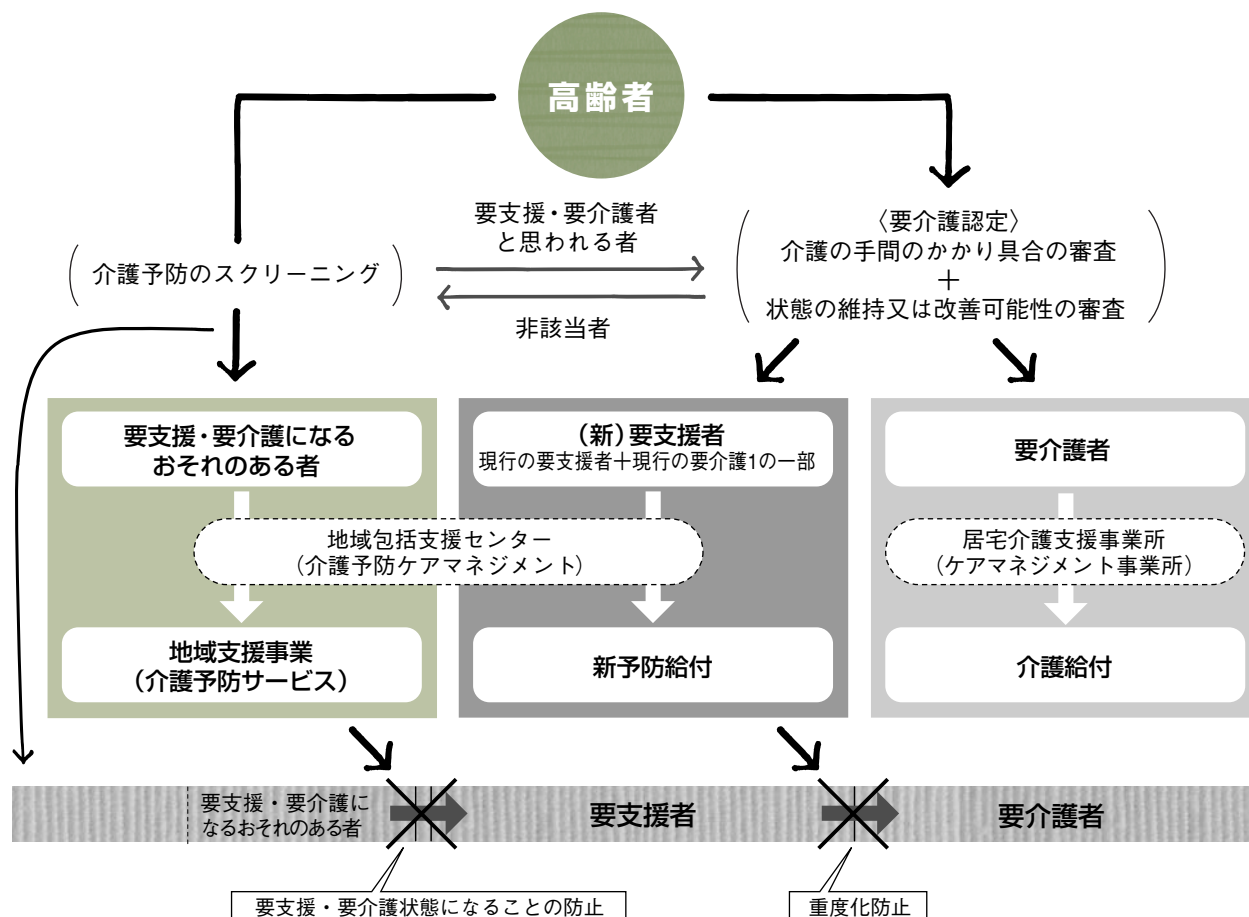


② 予防重視型システムの確立

今回の改革では、軽度者の方の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは、重度化しないよう「介護予防」を重視したシステムの確立を目指しています。

○ 予防重視型システムへの転換(全体概要)



介護保険でサービスを受けるには、まず要介護認定を受け、要支援もしくは要介護1～5の認定をもらうことが必要ですが、今度の改正では、この6段階の認定区分のうち、要支援と要介護1の一部が要支援1・要支援2（仮称）に変わります。要支援1・2と要介護1～5という7区分です。

ポイントは、新たに設けられた要支援1・2で、この区分に認定された人には「新予防給付」という、今までとは少し違ったサービス給付がなされます。例えば、「訪問介護（家にホームヘルパーを派遣してもらって日常生活上の介護を受ける）サービス」を受けたいと思った場合、要支援1・2と認定された人には従来の「訪問介護サービス」の給付はなされず、代わりに「介護予防訪問介護」というサービスが提供されることとなります。今までのサービス内容を、「介護予防」つまり「要介護状態にならないようにする」という視点で見直すというものです。

また、要介護状態にならないようにするため、身体の機能そのものを維持・向上させるという視点も強化されます。筋力向上や、転倒防止のために身体のバランスをとるトレーニング、あるいは身体機能の衰えを防ぐ効果があるとされる口腔ケア、高齢者の栄養状態を改善するための指導など、様々なメニューが想定されています。これらの見直しが、訪問介護だけでなく、通所介護（デイサービス）や訪問看護、短期入所（ショートステイ）などにも取り入れられ、「介護予防サービス」として始まる予定になっています。